



2019年3月11日

各位

会社名 ピジョン株式会社
代表者名 代表取締役社長 山下 茂
(コード番号 7956 東証第1部)
問合せ先 執行役員経営戦略本部長 松永 勉
(TEL 03-3661-4204)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年4月25日開催予定の第62期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、事業年度を毎年2月1日から翌年1月31日までとしておりますが、海外連結子会社と決算期を統一することで、グローバルな事業運営の推進および経営情報の透明性の向上を図り、また将来適用を検討している国際財務報告基準(IFRS)に規定されている連結会社の決算期統一に対応するため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたしたく、現行定款第12条(招集)、第13条(定時株主総会の基準日)、第36条(事業年度)、第37条(剰余金の配当の基準日)および第38条(中間配当)に所要の変更を行うものであります。また、この変更に伴い、第63期事業年度は、2019年2月1日から2019年12月31日までの11カ月間となるため、経過措置として附則第1条～第3条を設けるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(2014年法律第90号)が2015年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款第30条(監査役の任期)第3項に所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条(招集) 当社の定時株主総会は、毎年4月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>第13条(定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>1月31日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条(監査役の任期) 1. および2. (条文省略)</p> <p>3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>4. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条(招集) 当社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>第13条(定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条(監査役の任期) 1. および2. (現行どおり)</p> <p>3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>4. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第36条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年 <u>2月1日から翌年1月31日</u> までの1年とする。</p> <p>第37条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>1月31日</u>とする。</p> <p>第38条 (中間配当) 当社は取締役会の決議により、毎年 <u>7月31日</u>を基準日として、中間配当を行うことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第36条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年 <u>1月1日から12月31日</u>までの1年とする。</p> <p>第37条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12月31日</u>とする。</p> <p>第38条 (中間配当) 当社は取締役会の決議により、毎年 <u>6月30日</u>を基準日として、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>第 1 条 <u>第36条 (事業年度) の規定にかかわらず、第63期事業年度は、2019年2月1日から2019年12月31日までの11カ月間とする。</u></p> <p>第 2 条 <u>第38条 (中間配当) の規定にかかわらず、第63期事業年度の中間配当を行う場合の基準日は、2019年7月31日とする。</u></p> <p>第 3 条 <u>前二条および本条は、第63期事業年度の終了をもって、これを定款から削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	2019年4月25日 (木曜日)
定款変更の効力発生日 (予定)	2019年4月25日 (木曜日)

以 上